

時間外労働及び休日労働に関する

協定の有効期間延長に関する覚書

令和 年 月 日付

と

との間にとりかわされた

「時間外労働および休日労働に関する協定書」記載事項について双方とも変更する必要を認めないので、引き続き令和 年 月 日より令和 年 月 日まで有効期間を延長する。

令和 年 月 日

株式会社

代表取締役

Ⓜ

株式会社

従業員代表

Ⓜ